女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料							
資料番号	02-補-E-19-0600-40-2_改 1						
提出年月日	2021年8月20日						

補足-600-40-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類表について 設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点

1. 概要

本資料は、添付書類「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」のうち、「表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表」について、設置変更許可段階からの変更点を整理するとともに、建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点について整理したものである。

2. 設置変更許可からの変更点

女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)本文及び添付書類の一部補正について(令和2年2月26日許可)からの変更点及び変更理由について、表1のとおり整理した(変更箇所の詳細は添付資料1参照)。

表1 設置変更許可審査からの変更点(1/2)

	変更前 (<mark>令和 2 年 2 月 26 日</mark> 設置変更許可時)	変更後 (今回工認)	変更理由	対応ページ
1	原子炉遮蔽壁	原子炉しゃへい壁	工事計画認可申請名称への変更	7, 9
2	軽油タンク基礎	軽油タンク室	同上	7, 8, 9
3	1 号炉	第1号機	同上	7, 8, 9
4	前面護岸	_	設計進捗に伴う変更 (設置変更許可時は、補助設備としての冷却系に対す る波及的影響を考慮すべき施設としていたが、工認段 階においては、取水口及び貯留堰に対する波及的影響 を考慮すべき施設として整理するため削除)	8, 9
(5)	原子炉遮蔽プラグ	原子炉ウェルカバー	工事計画認可申請名称への変更	8
6	3号炉	第3号機	同上	9
7	防潮堤	防潮堤 (盛土堤防)	同上	9
8	2 号炉	第2号機	同上	9
9	_	防潮壁(第3号機放水立坑)	設計進捗に伴う変更 (耐津波設計等の構造確定に伴う追加)	9
10	揚水井戸	揚水井戸 (第 3 号機海水ポンプ室 防潮壁区画内)	工事計画認可申請名称への変更	9

表1 設置変更許可<mark>審査</mark>からの変更点(2/2)

		双1 以直及火計り番旦かりの友	Z/M (2/2)	
	変更前 (<mark>令和 2 年 2 月 26 日</mark> 設置変更許可時)	変更後 <mark>(今回工認)</mark>	変更理由	対応ページ
(1)	3号炉海水ポンプ室門型クレーン	_	設計進捗に伴う変更 (再起動前までに撤去する方針としたため削除)	9
12	アクセスルート	アクセスルート(防潮堤(盛土堤防))	工事計画認可申請名称への変更	9
(13)	3号炉取水路		設計進捗に伴う変更 (設置変更許可時は,防潮堤に対する波及的影響を考慮すべき施設としていたが,工認段階においては,防潮堤(鋼管式鉛直壁)に対する波及的影響を考慮すべき施設として整理するため削除)	9
14)	_	前面護岸	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき 施設が明確になったことに伴う追加)	9
15	_	第1号機取水路	同上	9
16	建物・構築物	建物・構築物、土木構造物	記載の適正化 (土木構造物について明確化)	10
(17)	下位の耐震クラスに属するものの破損 等によって上位の分類に属するものに 波及的影響を及ぼすおそれのある施設	下位クラス施設のうち,その破損 等によって上位クラス施設に波及 的影響を及ぼすおそれのある施設	記載の適正化	10

- 3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類が変更となった設備は、大別して以下の 4ケースのものがある。
 - ① 耐津波に関する設備の新規追加(Sクラス)
 - ② 地下水位低下設備の新規追加(Cクラス)
 - ③ 非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ (C→S クラス)
 - ④ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更 (A→S クラス)

それぞれの対象設備を表 2-1 示す。また、耐震重要度分類の変更ではないが、検討用地 震動が変更になった設備を表 2-2 に示す。

なお、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴い、建設時工認において As クラス又は A クラスとしていた設備は、今回工認においては S クラスに整理される。耐震重要度分類が A クラスだった設備は、建設時工認においては基準地震動 S_1 による評価を実施していたが、今回工認においては、S クラスに分類されることから基準地震動 S_1 S 及び弾性設計用地震動 S_2 C による評価を実施する。

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (1/2)

	設備名称	備考
① 耐津波に関する設備の新規追加(Sクラス)	 ・防潮堤(鋼管式鉛直壁) ・防潮壁(第2号機海水ポンプ室) ・防潮壁(第2号機放水立坑) ・防潮壁(第3号機海水ポンプ室) ・防潮壁(第3号機放水立坑) ・防潮壁(第3号機放水立坑) ・防潮壁(第3号機海水熱交換器建屋) ・取放水路流路縮小工(第1号機取水路) ・取放水路流路縮小工(第1号機放水路) ・貯留堰 ・逆流防止設備 ・水密扉 ・浸水防止蓋 ・逆止弁付ファンネル ・貫通部止水処置 ・津波監視カメラ 	רי∕ נאוע
② 地下水位低下設備 の新規追加 (C クラス)	 ・	
③ 非常用ディーゼル 発電機等の燃料を貯 蔵する設備の格上げ (C→S クラス)	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備軽油タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク ・関連配管・弁	

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備 (2/2)

	設備名称	備考
④ 発電用原子炉施設 に関する耐震設計審 査指針の改訂に伴う 変更 (A→S クラス)	・低圧圧炉にスプレイ系系配管・弁 ・低圧圧炉に入るのでは、発 ・機のでは、発 ・機のでは、大力 ・では、大力	

表 2-2 検討用地震動が変更となった設備

	設備名称	備考
波及的影響を考慮すべ		耐震重要度分類の変更で
き施設に適用する地震	・原子炉建屋クレーン	はないが,検討用地震動
動の変更	・原丁が建産グレーン	が変更となった設備とし
$(S_1 (Sd) \rightarrow SS)$		て抽出

設置変更許可時からの変更点

					Ē	贫直发史計可	時からの変更点							
_			設置	是変更許可 							今回コ	[事計画認可		
(5 共)	検討用 地震動 (A.6)	S S S S S S	ì	0 0 0 0 0 0 0 0	0 00000000 0 00000000			92	格 古 (1)	x x x x x x	× × × × × ×	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	
放及的影響る	適用範囲	・原子与遊散盤 ① ・中央開催室天生級明 ・タービン建屋 ・補助ボイラー建屋	・原子が関係ントン・ 標本交換機 ・超調整所線、ソガ ・固調を開催ファク ・ 機材・オンネル者 配機 の カービン発展 の カービン発展	・中央部層底で打線列 ・タービン建展 ・補助ポイラー建展 ・1 号短期御建屋③	藤木ボンブ室門 型ケーン、 高巻防護キット 前面護岸 ネット 前面選岸 マーン ・所有機器フーン ・ 田内制御経ス目標別 耐火保護 ・ 一とった機 ・ 相助パイラーを指 ・ 相助パイラーを指 ・ 相助パイラーを指 ・ 相助パイラーを指 ・ 相助パイラーを指			波及的影響を考慮すべき施設。	適用範囲	・原子をしゃく 整 (1) ・中央制御室天井照明 ・タービン建屋 ・ 補助ポイラー建展 ・ 第1 男権制御程号 (3) ・ 第1 男権制御程号 (3)	・原子を場配フーン 素素な複数 ・原子な複数 ・原子を表えてガー・ ・原子を表しました。 ・表質を表した。 ・表表がイン・ ・表表がイン・ ・表表がイン・ ・表表がイン・ ・表表がイン・ ・表表が、・ ・ ターン・	・中央順適室大井原明 ・ケービン組造 ・補助パイラー建憲 ・第1号機制御建党(③	一部をおけって始 「国のフェーン 「日のフェーン 「日本のフェーン 「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
30.	検討用 機製用	S S S S		N N N	α α α α α α α α α α α α α α α α α α α			н		os os os		8 8 8 8	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	
間接支持構造	適用範囲	・原子炉本体の基 礎 ・原子炉建屋 ・制御建屋	・原子が継尾	・原子が整屋 ・原子哲本体の基 確 ・側御途屋	原子が建設 ・海水ボンがあっ ・原子がある。 ・原子が発力ト ・ ・ 一般的シアル域。 ・ 一般的シアル域。 ・ 一般的シアル域。 ・ 一般的シアル域。 ・ がカトン・連絡 グラト			間接支持報告物。	適用約用	・原子炉本体の指 ・原子炉建量 ・開御建屋	,原子炉建量	·原子/与建岛 ·原子/与本体の連 ·斯爾建長	・原子が連絡 所がはことが の子子は認われます。 を指する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(注3)		s s	S	w	Ø			22	耐震 クラス	s s	S	Ø	Ø	
直接支持構造物	適用範囲	・原子炉圧力容器支持スカート 持スカート・機器・配管・電気計 装設備等の 気力 大き	・機器の支持構造物	・機器・配管,電 気計装設備等の 支持構造物	機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物			直接支持構造物	適用範囲	・原子均正力容器支持 スカート ・機器・配管・電気計 装設備等の支持構 造物	・機器の支持構造物	・機器・配置・電気計 装設備等の支持権 適物	· 機器・配等・配等 装配制等の交替等 道数	
(6共)	声がなった	o o	ſ					s	E	o o o	ω ω ω ω			
補助設備	適用範囲	隔離弁を閉とするために必要な もために必要な 電気計装設備	(・好心支持構造物・電気計接設備・チャンネルボックス	・当該施設の冷却 系(原子が抽機合 却系) ・ 好心支持構造物 ・ 手用電源及び計 等股値(デイーゼ ル発電機及びその ・ 存金を含む) ・ 当該施設の機能 ・ 音が高端及びその ・ 音が高端及びその ・ 音が高端及びその ・ 音が高端をできる ・ 音が高端をできる ・ 音が高端をできる ・ 音が高端を表す。 ・ 音が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高が高			補助設備。	適用範囲	・降離弁を閉とするた めに必要な電気計 装設備	I	・何心女社等組織・一個公司を設定・一年というとは、シクス・チャンネンボックス	・国議権政の冷却等 (1974年開発が1987) ・デリング特別が ・デリングを開発が ・ボール・デリー・デリー・デリー・デリー・デリー・デリー・ ・・・・・・・・・・・・・・	
(1 次)	画 歳 クラス	w w	w w	w	ν ν ν ν				耐 クラス	s s	s s	ß	www w	
主要設備	適用範囲	・原子が圧力容器・原子が治療は大力・原子が治療は圧力パウン分りに属する容器・配管・ポンプ・キャンプ・カー・カー・キャンプ・キャンプ・キャー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	・使用済燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラ ック	・削御棒、削御棒 動機構及が制御棒 撃動水圧系(スク うム機能に関する 部分)	原子如隔離時合 海系 が所 イ系 が開発を表(ゆ ・理解験を表(停 に時合封モード 運転に必要な設 ・治却本版。しての ・方力レッションチ エンパ			主要設備。	適用適用	・原子何正/容器 ・原子何合助材圧力パウ ンダリに属する容器・ 配管・ポンプ・弁		・制御株 脂砂棒動機 棒及び制料棒製御水 圧素(スクラム機能に 関する部分)	原子が標準的な対象 ・	
	機能別分類		(ii)使用済骸料を 貯骸するための 施設	(田)原子炉の緊急・ 存止のために急 機に有り反反反 後付加するため の施設及び原子 がの停止状態を 維持するための 施設	(v) 原子毎停止(v) 原子毎停止(v) 市心から前 機熟を除去する ための施設				機能別分類	(i)「原子均合却材圧力 パウンダリ」を構設す る機器・配管系	(ii)使用済燃料を貯蔵 するための施設	(Ⅲ)原子与の緊急停止 のために急減に負の 反応度を付加するための施設及び解子母 めの施設及び解子母 の停止状態を維持す るための施設	(な)原子学等に後、参込 から前域鉄を廃土するための施設	
	耐震重要度 分 類	S 7 7 X		1	1			长田分仙之 縣	分類	S 2 5 7 X				

			2置変更許可	ſ.		_		今回工	事計画認可	
(2世)	検討用地震動	(Aii)			s s		校計用 地震影	x x x x x x x	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
波及的影響を 考慮すべき施設	適用範囲	・海水ボンブ海門 類クレーン で参約議ネット ・前面機長 ・原子を観めコーン 中場解放対土型 ・中場解放対策制 ターに入車。 ・加助ボイン・登略 ・加助ボイン・登略 ・1・号声制弾準展。	 原子哲ウェル運 板ブラグ (3) 中央網絡法式地線到 タービン程展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 Bを作りである。 ・ 1 Bを作うができます。 ・ 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5	・利助ボイケー体展 ・1 号炉削角建屋③	波及的微端在	が過少 では 適用 適用 適用	・ 商本ない フ美 「関型シェート 「成金が属ネット ・ 原子を観え レーソ ・ 中央場所を入り推奨 ・ カーンと指摘 ・ 海リンドイナーを終 ・ 第1 兄親師原は チール数	- 原子炉ウェルカバー (5) - 中央制御室大井照明 - タービン建屋 ・ 補助バイラー程屋 ・ 第1号機削御建屋 (3)	- 第1 9年時代(国) (
物 (注 7)	検討用地震動		s s	www www	_α α			0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	S S	x x x x x x x x x
間姿支持構造物	適用範囲	・原子が建歴 ・海水ボンプ室 ・原子を機器冷却 ・原子を機器冷却 ・ 一般を開発タット ・ 一般相多ンク連絡 グラト ・ 制御建産	・原子炉準屋 ・制御建屋	・原子が建度 ・海水ボンブ電 ・原子存機器冷却 海水配等ソクト ・ 経由タンク基準 ・ 経由タンク連絡 ダクト ・ 排気筒連絡タクト	- 計気筒基礎 - 制御建産	田接支持格益約**	適用範囲	・原子が建築・海大はアブ策・アダー (東大大大大) (東子本地路大工等・ 原子を・東京ケー・・・ 一般的タット・ (新田タン) (新田タン) (新田タン) (新田タン) (新田タン) (新田の) ト・ 即郷原民発	· 原子が建屋 ・ 相補他是	・原子が登録 ・海水パンプ報 ・原子中報器がお線水 を指すシアを ・修加サンア報() ・修加サンアを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
ý († 3)	声派とファ	S o	σ.	ω			再級クラス	v	S	ω
直接支持構造物	適用範囲	· 藤郎・配洛、 的 文中教授 畲 华 の 大才舞蹈物	・機器・配管,電 気害装設備等の 支持構造物	・機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物		直接支持帮贷约**	適用範囲	・機器・配置・配置・ 装設値等の支持構造的	・機器・配置・電気計 装設備等の支持構 退物	・機器・配流・組織が 対応機能の交換機能 対
(注2)	声 歳クラス	s s s	S		S		耐能のクラス	0 0 0 0	S	s s s
補助設備	適用範囲	・当該施設の冷却 系(原子が推機み 力場) 上部、 中部、 中部、 中球設備(イー での存置、 中、 中、 中、 中、 中、 中、 市 の の の が り 一 の の が り 一 の の が り 一 に り の り の り の り の り の り り の り の り の り の	高政制 ・関離弁を閉とするために必要な 電気計装設備	・当該施設の治却 系 (原子存組機合 却系) ・非常用電源及び 計装設備 (ディー でかったを電機及び その治却系・ 地施設を含む)	- 当該施設の機能 維持に必要な空 調設備 調設備	AⅢJ/ZV備*≥	適用範囲	・当該施設の冷却系 (原子が機能が14次) (原子が機能が14次) (原子が機能が14次) (原子の治力 (重機及びその治力 (重機及びその治力 (重機及びその治力 (中外側が配換を含む) (中外側が配換を含む) (ことが近端に (ことがでた四端は	・開催弁を閉とするた めに必要な電気計 装設備	・当該施設の冷却系 にアキ連絡が出来り、 ・事業用が設定の特別 設備(ディービルを 関権(ディービルを が構成 ひでつか封 系・制即施設を合う。 当該施設を合う。 当該施設を有別 に必要な空職が前
(注1)	両 歳	(0	w w	w w w			<u>雨</u> カラス	ω w	s s	0 000 0 0
主要影備	適用範囲	ポプ パ 後 濃 に パ グ 後 週 (mg) の ブ / グ / グ / グ / グ / グ / グ / グ / グ / グ /	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器 バウンダリに属 する配管・弁	・残留熱除去系(格 納容器スプレイ 冷却モード運転 「必要な設備 「不必要な設備 制御系 原子与建屋原子	・非常用ガス処理 系及び排気筒 原子存格剥等器 圧力抑制装置(ベ ントヘッダ,ダ ウンカペ等) ・冷却水源としての ・冷却水源としての ・冷却水源としての ・冷却水源としての ・冷却水源としての ・冷却水源としての ・冷却水源としての	上級記及備**	適用資用	- 非常用が公内場所 1) 相当のシスケイ系 2) 相当のシスケイ系 3) 数目が必ずな 3) 数目が必ずな 数な設備 対なが ではかる。 ではがる。 ではがる。 ではがる。 ではがる。 ではがる。 ではがる。 ではがる。 ではながなが。 ではながながながながながながながながながながながながながながながながながながなが	・原子が指摘容器 ・原子が指揮容器へウン ダリに属する配管・弁	・要組制能に活化格等
	機能別分類	(v)原子が治事付 日かくウンダリ報 相事体後、ずらか と所嫌熱を除去す 2ための施設	(4)原子炉冷地材 圧力パウンダリ破 損事故の際に、圧 力解鍵となり放射 性物質の放散を直 性物質の放散を直	ない。 (a) 放射性が高い 佐田を伴うような 事故の際に、その 多部放散を抑制す るための施設で上 記(u) 以外の施設	5		極地污透	(v)原子が冷却材圧力 ハウンダン機能事務 後、からから加速機能 原注するための施設	(vi)原子存治却材圧力 パウンダリ破損事故 の際に、圧力解鍵とな り放射性物質の放散 を直接防ぐための施 設	(vii) 放射性物質の放出 を作うような事故の 際に、その外域が破を 切削するための施設 で上記(vi) 以外の施 設 設
	耐淡电吸度 分 類	K IV	•				耐震重要度 分類	S 77 S		

			設置	変更許可		今回工事計画認可						
(4)	(注3)	地震動(注6)	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N			\$9	検討用 地震動 **		©			
放及内容響名	の個子への相反	適用範囲	藤木ボン7金門 カケーン、3 みが無本ホン 3 みが無本ホン (電間型ターン) (電筒防薬・) ・2 3 分割の格別。 アカード (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・ 海水 ボンフ 室 四 で 海 水 ボンフ 室 四 で 海 砂 か まっと ・ 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	格片交換機 原子が開発して、 原子が開発機 ドストダント ドストダント デストダント 中均勝底が抵照 増ケレン 間面職業 カービン の の の の の の の の の の の の の	波及的影響を表慮すべき施設	適用範囲	・海々ボンゴ室 「で送り海ャー」 「で送り海・ー」 「「で送り海・ー」 「第3号機DAAA」 「第3号機DAAA」 「第3号機DAAA」 「120円はできる。 「120日はできる。 「120日は	海水ボンブ強 同型のフーン で終れ場をデート 土が開わる。 アプセスシート の海側を (R上型の) タービン組織 中し対解解を含土掘り ・一の場響を含土掘り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	展子が開発していた。 「東京力」を小整性 「東京力」を小整性 「東京力」を小整性 「中央場解電大井線明」 「中央場解電大井線明」 「中央場解電大井線明」 「中央場解電大力・ 「中央場解電大力・ 「中級のイン・ 「中級のイン・ 「中級のイン・ 「第15条件を表す。」 「第15条件を表す。」		
(3#2)	(注4)	地震的(注6)	66		w w w w w w		施油 地震		N N N N N N N N N N N N N N N N N N N			
間接支持構造物			高 お 事事権 木 熱 交	原子后非最 (新海龍 〇) (新海龍 〇) (新木木・フ雪 (原子 戸機器 台 垣 (東市 夕) 大 (東市 タンタ 上線) (東市 タンタ 直線)	原子位配展 ・海大ボンブ電 ・原子が高から ・原子が最初・ ・原油タンの影像 グケト ・原油タンク巡絡 グケト ・開御砂路 ・原子が ・原油タンク巡絡 ・原子が ・原本の表現を ・原子が ・原本の表現を ・原子が ・原本の表現を ・原子が ・原子が ・原子が ・原子が ・原子が ・原子が ・原子が ・原子が	間接支持構造物料	適用範用	第3.3 対極時水火交換器を開発 10.4 日 (10.4 上部) ② 10.3 世 (10.2 牙類が火ぐたり) 10.3 世 (10.3 牙類が大ぐたり) 10.4 大 17 年 (10.3 牙機能大ぐた) 10.4 大 17 年 (10.3 牙機能大くたり) 10.4 大 17 年 (10.3 牙機能大くたり) 10.5 子 18 年 (10.3 大 10.3 大 10	イチ型監	・原子で生産・一部子で生産・一部人がデンプを ・一部人がデンプを ・原子ケンを ・原子ケンを ・原子ケンを ・原子が大本の実施		
(# (# 3)	(#3)	は、マング	ω	Ø	ω ω			○	原設海原ク <mark>臨</mark> 癌調			
直接支持構造物			文 持 構	御舗の	(現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (場別) (現場) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別) (表別	240*3	耐 クラス	8	s s	s s		
		適用範囲	・機器を受り	·機器,配管,看 気計裝設備等 支持構造物	、	直接支持構造物*3	適用範囲	機器等の支持構構 12時 18年	機點 配管, 電気 計基設備等の支 持構造物	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(4.6 年)	(ÆZ)	可 原 クラス	J	w	ω		誤べ	1	· ·			
병원가장선배		適用範囲	I	・非常用電腦及び 計擬設備 (スイー でかる電機 スイー その 治 知歌・ 補 助施設を含む)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	補助設備整	適用範囲	1	・特殊用的なび所接 政権のイー・レル 環境などその冷却 系・補助施設を合む)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(1 #)	(Œ I)	再級クラス	ννν ννννν ν	w w	w w		製えて	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	w R fin W	www.www		
出級設備		適用範囲	を を を を を を を を を を を を を を		・ 然料ブール本補給 ・ 機制 (後国操ル:	主题端如	適用範囲	、 原列機構 10分割 10分割 10分分割 10分分割 10分分割 10分分割 10分分割 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分 10分		・機力・一人が構造的 他の配置がよる。 特プールなの指定 と受力に関係的 ・ に子様の注入が ・ に子様の注入が ・ に子様に子が発展が ・ に子様のは、 ・ に子様のな ・ に子様のな ・ に子様のな ・ に子様のな ・ に子様のな ・ に子様のな ・ に子様のな ・ に子様の ・ に子を ・ に子を ・ に子様の ・ に子様の ・ に子様の ・ に子を ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・		
	機能別分類		(編) 排放的繼續能 於本十分簡較及以 於本的正義而令不 中心設備	(k) 敷地における 消泌院視機能を有する設備する設備	(;)光の袖		機能別為	(4) 情報防傷機能を有十二級機能を有十二級機能を有十二級機能を有十二級機能	(5)教地における背談 監路機能を有する職 及	(x) その他		
	耐震重要度	分類	N IN				ml設电熨皮 分 類	S タラス (切) 1.1 日本	(((())) ((())) ((())) ((()))	(2)		

設置変更許可 今回工事計画認可

(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

- (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を 持つ設備をいう。
- (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持 構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。
- (注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの 破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれ のある施設をいう。
- (注6) Ss: 基準地震動Ssにより定まる地震力

Sd : 弾性設計用地震動Sdにより定まる地震力

S_B: Bクラス施設に適用される地震力

Sc: Cクラス施設に適用される静的地震力

- (注7) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準じて 取り扱う。
- (注8) 原子炉圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、 Sクラスに準じて取り扱う。
- (注9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動Sdに対し破損しないことを 確認する。
- (注10) 主蒸気逃がし安全弁排気管については、基準地震動Ssに対して破損 しないことを確認することで、蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。
- (注11) Cクラスではあるが、基準地震動Ssに対し機能維持することを確認する。

注記*1: 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

*2: 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備 をいう。

*3: 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

*4: 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物、土木構造物)⁽⁶⁾をいう。

*5: 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によっ て上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。

*6: Ss: 基準地震動Ssにより定まる地震力

Sd: 弾性設計用地震動Sdにより定まる地震力

S_B:Bクラス施設に適用される地震力

Sc:Cクラス施設に適用される静的地震力

*7. ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。

*8: 原子炉圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、S クラスに進じて取り扱う。

*9: Bクラスではあるが、弾性設計用地震動Sdに対し破損しないことを確認する。

*10: 主蒸気逃がし安全弁排気管については、基準地震動Ssに対して破損しないことを確認することで、蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。

*11: Cクラスではあるが、基準地震動Ssに対し機能維持することを確認する。